

## ○多久市ホームページ広告デザインガイドライン

### (趣旨)

第1条 このガイドラインは、多久市ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するに当たり、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、多久市ホームページ広告掲載要綱に規定する事項のほか、広告表現について必要な事項を定めるものとする。

### (禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりする恐れがあるため、禁止とする。

- (1) 「×」、「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク (警告表示)
- (3) ラジオボタン (選択肢の表示)
- (4) テキストボックス (入力できるもの又はそのように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー (下に選択肢があるもの又はそのように見えるもの)

### (画像の点滅、切り替わりの禁止)

第3条 アニメーションG I F 等を使用した画像の点滅、切り替わりは、利用者に不快感を与えるおそれや、ページデザイン及びアクセシビリティ保持を著しく損なうおそれがあるため、禁止とする。

### (市ホームページとの区別)

第3条 次の表現については、ユーザーが市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが多久市の事業であると錯誤しやすいもの
- (3) 事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの

### (色調)

第4条 文字色と背景色のコントラスト (明度差) は十分にとらなければならない。

2 背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

### (解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

### (a l t 属性)

第7条 a l t 属性は「広告:」の後に広告主の名称を記述したものとしなければならない。

### 附則

本ガイドラインは、平成26年4月1日から施行する。